

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和2年10月5日（諮問第100号）

答申日：令和3年3月30日（答申第81号）

事件名：給水装置所有者変更届の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

給水装置所有者変更届（給水装置番号第8934号）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められるため、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和元年12月4日付け1豊上営第104-5号により豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

2 審査請求の理由

- (1) 旧給水装置所有者は、変更届記載の個人ではなく、駅前大豊防災建築街区造成組合の所有である。また、同組合は5者の組合員がおり、それぞれが水道使用者であり、同料金も負担している。さらには、変更届記載の個人の所有者不明はあり得ない。
- (2) 審査請求人の依頼人の土地及び建物は、駅前大通二丁目地区市街地再開発の施行区域外にある土地及び建物であるところ、当該建物に関し、上水及び

下水の名義変更が本人の承諾なく行われている。上水設備等については、設備が壊されているので水道が使用できない状況になっている。このことは、水道法にも刑法にも抵触する事案である。

第3 処分庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年12月2日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が同年12月4日付け一部公開の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年3月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部公開とした本件対象文書である。

3 非公開とした部分について

- (1) 本件対象文書のうち、非公開とされた情報は、代表取締役の印影及び「届出人氏名」欄に記載された個人名である。
- (2) 当該情報は、代表取締役の印影についてはこれを広く一般に公開すると不測の事態が生じ当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報であり、個人名については個人情報であり、条例第6条第1項第1号及び第2号に規定する非公開情報に該当するため、一部公開の原処分とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、上記3における処分庁の本件対象文書の非公開事由の該当判断には不合理な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

また、前記審査請求の理由では、公開された情報の記載内容に関する不服を主張しており、審査請求人は非公開とされた情報の公開を求めているものではない。したがって、審査請求人には原処分 of 取消しによって回復すべき法律上の利益は存しない。

5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断するとともに、不服の利益を欠くものであると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年 10月 5日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和3年 2月15日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、給水装置所有者変更届（給水装置番号第8934号）である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第1号及び第2号に該当するとして非公開とした原処分を妥当であるとするとともに、本件審査請求につき不服の利益を欠くと主張していることから、はじめに、本件審査請求につき不服の利益が認められるか否かについて検討する。

2 審査請求の利益（不服の利益）について

- (1) 本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づくものであるところ、審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」が提起すること

ができるものとされており（同法第2条）、「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者をいうと解される。

したがって、審査請求が適法であると認められるためには、当該処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有することが必要であり、これが存在しない場合には、審査請求の利益を欠き、当該審査請求は不適法なものとして却下されるものである。

- (2) 審査請求人は、原処分の取消しを求め本件審査請求を提起しているものであるが、審査請求書、補正に対する回答書（令和2年6月9日付け）及び当審査会における意見陳述の内容を踏まえると、原処分により非公開とされた情報の非公開情報該当性を争うものではなく、公開された情報に関する不服等を主張しているものであることが認められる。すなわち、本件審査請求は、原処分による非公開部分についての公開を求めるものではなく、本件審査請求は、原処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有するものであるとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

- 4 以上より、本件審査請求は、審査請求の利益を欠き、不適法であるため却下するのが相当である。なお、当審査会は、本件審査請求については審査請求の利益を欠き、不適法であり却下するのが相当であると判断するが、処分庁が原処分につき非公開とした部分は、条例第6条第1項及び第2号の非公開情報に該当するものであり、原処分は妥当であると判断する。

5 付記

当審査会の結論は上記のとおりであるが、次のとおり本答申に付記する。

条例第16条第1項は、審査会への諮問につき規定するところ、同項第1号によれば、「審査請求が不適法であり、却下する場合」については、当審査会へ

の諮問が不要である旨規定している。審査請求につき、審査請求の利益を欠くことが明らかであると認められる場合は、当審査会への諮問は不要であると判断する。

(第1部会)

委員 庄村勇人、委員 見目喜重、委員 赤本優